

平群町地球温暖化防止実行計画

平成21年12月

平 群 町

平群町地球温暖化防止実行計画

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の目的
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象とする温室効果ガス
- 5 計画の対象とする事務事業の範囲

第2章 温室効果ガスの排出状況

- 1 温室効果ガスの排出量
 - (1) 二酸化炭素排出量
 - (2) メタン排出量
 - (3) 一酸化二窒素排出量

第3章 目標

- 1 温室効果ガス排出量の削減目標

第4章 目標達成のための取組

- 1 具体的な取組内容
 - (1) 直接効果が把握できる取組
 - (2) 間接的に効果がある取組

第5章 計画の推進に向けた取組

- 1 推進体制
 - (1) 推進本部
 - (2) 推進員
 - (3) 全職員
 - (4) 事務局
- 2 点検・評価体制
- 3 公表

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

今日の環境問題は従来からの公害に加え、地球規模の問題である地球温暖化が深刻な状況になっています。地球温暖化は、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が増加することによって、大気に吸収される熱が増加し、地表面の温度が上昇する現象です。気温の上昇により、海水面の上昇や、気候変動などの異常気象が増加し、生態系や人類の活動への悪影響が懸念されています。

このような中、平成9年（1997）には地球温暖化防止京都会議が開催され、平成20年（2008）から平成24年（2012）までに、我が国の温室効果ガスの排出量を平成2年比（1990）で6%削減することを約束した京都議定書が採択され、平成17年2月に発効されました。これを達成するために国内では平成10年10月に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布（平成11年4月施行）され、地方公共団体は、事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画（実行計画）を策定することが義務付けられました。

これを受け平群町では、温室効果ガスの排出抑制のための自主的な行動を取る必要性を認識するとともに、全庁挙げて積極的に展開していくため、「平群町地球温暖化防止実行計画」を策定するものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）計画時期
- （2）地方公共団体実行計画の目標
- （3）実施しようとする措置の内容
- （4）その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2 計画の目的

この実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき町の事務事業に関し、自らが排出する温室効果ガスの排出抑制に率先して取り組むことにより、町民や事業者の取組を促し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としています。

3 計画の時期及び基準年度

計画期間は、平成21年度から平成24年度までの4年間とします。

4 計画の対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の対象となる温室効果ガスは、以下の6種類とされています。ただし、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の3ガスについては排出量の把握が困難であるため、本町の温室効果ガス排出量の算定対象は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素とします。

区 分	主な発生源	算定対象
二酸化炭素	石油、石炭などの化石燃料の燃焼 化石燃料により得られた電気等の消費	○
メタン	燃料の燃焼、廃棄物の埋立、家畜、水田	○
一酸化二窒素	燃料の燃焼	○
ハイドロフルオロカーボン	冷蔵庫、カーエアコン等の冷媒、スプレー製品の噴射剤	×
パーフルオロカーボン	半導体の洗浄ガスに使用	×
六フッ化硫黄	変圧器の電気絶縁ガスに使用	×

上記6種類の温室効果ガスのうち、日本における温室効果ガスの総排出量は、平成18年度（2006）において、二酸化炭素が約95.1%、メタンが約1.8%、一酸化二窒素が1.9%を占めている。

5 計画の対象とする事務事業の範囲

計画の対象とする範囲は、町が実施する事務・事業全般（町職員が直接行う全ての事務・事業）とします。尚、外部への委託等により実施する事務事業については対象外としますが、温室効果ガスの排出抑制が可能なものについては、受託者に対し必要な措置を講じるよう要請するものとします。

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガスの排出量

平成20年度における平群町の事務事業による温室効果ガスの排出量状況は、以下のとおりです。

平群町の事務事業活動に伴う温室効果ガス排出量

温室効果ガスの種類	主な排出要因		活動量	二酸化炭素換算排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素	電気の使用		214,349 Kw h	78,452
	燃料の使用	ガソリン	10,654 ㍓	24,734
		軽油	3,538 ㍓	9,267
		灯油	—— ㍓	——
		A重油	—— ㍓	——
		LPG	169 m ³	506
メタン	自動車の走行		119,670 km	27
一酸化二窒素	自動車の走行		119,670 km	861
温室効果ガス 合計				113,847

※ただし、20年度排出量は実績が把握できている本庁舎のみの数値

第3章 目 標

1 温室効果ガス排出量の削減目標

基準年を2008年（平成20年度）とし、温室効果ガス排出量を京都議定書の目標年度である平成24年度までに6%削減を目指します。

平成24年度（目標年度）温室効果ガス総排出量	107,014 (kg-CO ₂)
------------------------	-------------------------------

各項目別のCO₂排出量と目標値

区 分	平成20年度（基準年）		平成24年度（目標値）		削 減 量	
	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
ガソリン	10,654 リットル	24,734	10,014 リットル	23,250	640 リットル	1,484
軽油	3,538 リットル	9,267	3,325 リットル	8,711	213 リットル	556
灯油	--- リットル	---	--- リットル	---	--- リットル	---
A重油	--- リットル	---	--- リットル	---	--- リットル	---
L Pガス	169 m ³	506	158 m ³	475	11 m ³	31
電気	214,349 Kwh	78,452	201,488 Kwh	73,744	12,861 Kwh	4,708
自動車の 走行	119,670 km	888	112,489 km	834	7,181 km	54
合計		113,847		107,014		6,833

第4章 目標達成のための取組

1 具体的な取組内容

(1) 直接効果が把握できる取組

①電気使用量の削減

- ・ 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。
- ・ 勤務終了後の早期退庁を奨励します。
- ・ 昼休み、窓口以外の消灯や時間外時の不必要箇所の消灯を行います。
- ・ 事務室・会議室の最終退出者は消灯及びOA機器等の電源OFFを確認します。
- ・ トイレ・倉庫等に利用者がいない場合は消灯します。
- ・ OA機器等電気製品の電源をこまめに切るように努め、長時間使用しない場合はコンセントを抜きます。
- ・ パソコン等の待機状態となる機器は省電力モードを活用し、自席を離れる場合はモニターの電源を切ります。
- ・ クールビズ・ウォームビズを推進し、冷暖房設備の適正な温度管理を行います。
- ・ 冷暖房設備等のロスをなくすため、清掃など管理に努めます
- ・ 電気製品を購入する際には、省電力タイプを購入します。
- ・ 照明設備は蛍光灯・LED等の消費電力の少ない器具への転換を奨励します
- ・ 自然光を積極的に取り入れ、不必要な照明の消灯に努めます。
- ・ 各課における電気ポット・冷蔵庫等の使用をやめます。

②燃料使用量の削減

施 設

- ・ お湯の流しっぱなしをやめ、給湯器の使用は最小限で行います。
- ・ 暖房機の使用は適正な温度管理を行います。

公用車

- ・ 急発進・急加速はしません。
- ・ 荷物の積み下ろし、待機時にはエンジンを停止し不要なアイドリングはしません。
- ・ エンジンの高回転使用を控えエコドライブを心がけます。
- ・ 車両を適正に整備・管理し、給油時にはタイヤの空気圧を確認します。
- ・ 近距離の移動には徒歩または自転車の活用をします。

- ・ 出張時は公共交通機関を利用し、公用車使用時は可能な限り相乗りに努めます。
- ・ BDF等の代替燃料の利用を研究します。
- ・ 車両更新の際には、低燃費車・電気自動車・ハイブリットカーの導入を検討します。

（２）間接的に効果がある取組

①事 務

- ・ 会議資料等の両面印刷を徹底し、用紙再利用を進めるためクリップ留めにします。
- ・ 片面使用済紙の裏面利用を徹底します。（FAX 用紙・内部文章・試しプリント・メモ用紙など）
- ・ 資料の共通化を推進し、安易なコピー・プリントアウトはしません。
- ・ 庁内LANを活用しペーパーレス化に努めます。
- ・ ミスプリントをなくすためコピー機等を使用する場合は、印刷サイズ・向き・枚数を確認し、使用後はクリアボタンを押します。
- ・ 事務用品は最後まで使い切り、在庫管理を徹底し不要な購入はしません。
- ・ 事務用品・トナーカートリッジ等は、詰め替えやリサイクル可能な製品の購入に努めます。
- ・ その他物品・作業服等は環境配慮型製品（Eマーク・グリーンマーク等）の購入に努めます。

②その他

- ・ 日常的に節水を心がけます。
- ・ 節水型機器の導入を検討します。
- ・ 公共施設の緑化に努めます。
- ・ 職員のマイカー通勤を自粛します。
- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図ります。
- ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
- ・ 温室効果ガス削減に効果的な行動を意識するとともに改善案を積極的に提案します。

第5章 計画推進のための取組

1 推進体制

地球温暖化防止対策を進めるためには、本計画に掲げる取り組みを全職員が自ら実践していく必要があります。また、組織的な取り組みが必要であり計画の進捗状況の点検・評価をし、実行性のある計画を推進するため平群町地球温暖化対策推進本部を設置します。

(1) 推進本部

推進本部は、町長を本部長とし、副本部長に副町長・教育長、推進本部員を各課長、事務局長として組織し、計画の見直し及び計画の推進、点検を行います。

(2) 推進員

各課及び各出先機関に1名以上の推進員を配置し、所属内での計画の推進及び進捗状況の把握を行い事務局と調整し、総合的推進を図ります。

また、各所属が管理する電気・燃料等の使用量の報告を行うとともに、各所属が個別に行なう事務及び事業に関する温室効果ガスの対策及び目標の設定に関する指針の策定、温室効果ガスの全体量抑制の取組及び目標の設定に関する検討を行います。

(3) 全職員

本計画を着実に推進するために、職員一人一人が温暖化防止対策の意識を持ち本計画を実践します。

(4) 事務局

事務局を 住民生活課 生活環境係 に置き、計画全体の進捗状況を把握し、総合的な管理を行い事業の推進を図ります。

2 点検・評価体制

事務局が、各推進員から定期的に燃料等使用量及び進捗状況の報告を受け、推進本部において計画の実施状況の点検・評価を行います。

3 公表

計画の実施状況(温室効果ガス排出量の推移)については、広報誌・ホームページ等により公表します。

平群町地球温暖化対策推進本部組織図

